

第Ⅳ章 地域支援事業

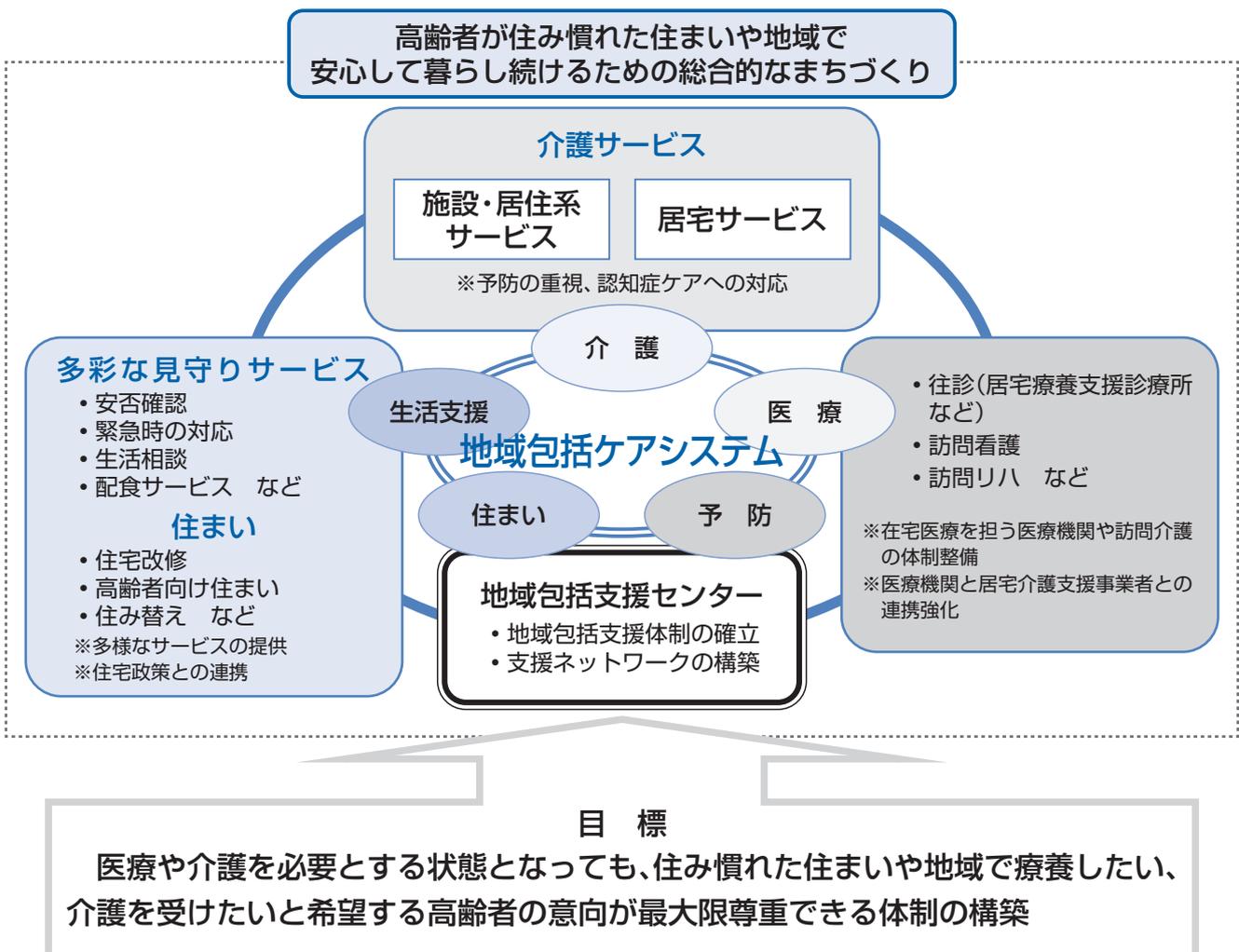
第1節 地域包括ケアシステムの考え方

日南市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画は、これまでの取り組みの集大成を行うものであるとともに、次の10年間（平成37年）に目を向けて、新たなしくみを準備する計画に位置づけられます。

平成37年には、団塊の世代が後期高齢者となり、介護を含めた支援ニーズの急増、単独世帯、認知症高齢者の一層の増大が予測されています。こうした背景の中、一人ひとりの状況に応じた多様で切れ目のない支援を提供していく「地域包括ケアシステム」のさらなる機能強化を図っていく必要があります。

以下に、日南市における地域包括ケアシステムの枠組みを示します。

■ 日南市の地域包括ケアシステムの枠組み ■



第2節 日常生活圏域の枠組み

1 日常生活圏域の概要

第3期以降の「市町村介護保険事業計画」においては、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるようにするために、市町村内を1つまたは複数に区分した「日常生活圏域」を設定し、同圏域を基本的な枠組みとして、地域密着型サービスの提供体制を整えていくことになりました。

圏域の設定にあたっては、以下のような事項を踏まえ、地域の特性を総合的に考慮する必要があります。

■ 圏域設定にあたっての考慮事項 ■

●行政区の枠組み	●人口及び世帯・高齢化の状況
●地域住民の生活形態	●介護給付等対象サービス基盤の整備状況
●地理的条件（交通事情・面積）	●その他社会的条件

2 日常生活圏域の設定変更

圏域の設定にあたっては、必要最小限の設定により市内のサービス供給のバランスをとり、利用者の利便性を高める枠組みが必要です。また、利用者のニーズに即した適切なサービス量を確保するためには、柔軟なサービス利用が可能となる設定が求められます。

本市は、平成21年3月に旧日南市、旧北郷町、旧南郷町の3市町が合併し、新市として誕生しました。合併後の3カ年は旧市町それぞれを1つの「日常生活圏域」としていましたが、地域間で高齢化率に差がみられることや、買い物や通院等の高齢者の生活実態、地理的条件などを考慮し、平成24年4月から以下のとおり「日常生活圏域」の設定を変更します。

■ 日常生活圏域の概要 ■

	面積 (km ²)	総人口 (人)	高齢者人口 (人)	高齢化率 (%)
北地区圏域	306.49	12,500	4,321	34.57
東地区圏域	94.00	14,772	4,773	32.31
中央地区圏域	66.00	18,021	4,556	25.28
南地区圏域	69.63	13,289	4,304	32.39

(資料) 平成23年住民基本台帳等



第3節 地域包括支援センターの役割及び事業展開

1 地域包括支援センターの設置と機能

地域包括支援センターは、平成17年の介護保険法の改正により、地域包括ケアを地域で確立するための包括的支援事業等を実施する役割を担う機関として、平成18年4月に設置され、これまで市内の社会福祉法人へ委託してきました。

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために、必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上、及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。

また、地域包括ケアの確立のため、地域のネットワークを基盤としながら、地域住民の相談に対するワンストップサービスの拠点として、様々な生活支援サービスが適切に提供されるよう調整するコーディネート機能を発揮することも期待されています。

■ 第4期の日南市地域包括支援センターの設置状況 ■

設置者	日南市	
設置箇所数	3箇所	
	日南圏域	日南市日南地区地域包括支援センター サブセンター：3箇所設置 (南支所・西支所・東支所)
	北郷圏域	日南市北郷地区地域包括支援センター
	南郷圏域	日南市南郷地区地域包括支援センター

2 地域包括支援センターの現状と課題

事業成果については設置目的に沿って、ある程度の成果が上がっていますが、地域包括支援センターの名称や業務内容に対する市民への理解度が低いなど、センターの運営についての課題が残ります。

また、業務については、当初から指定介護予防支援が、地域包括支援センターの実施する業務の大半を占めるなど、生活支援サービス提供の前提となる包括的支援事業が十分に実施できず、地域包括ケアの確立に支障が出るなど、指定介護予防支援の問題が顕著になってきました。

3 今後期待される地域包括支援センターの役割

地域包括ケアの考え方や地域包括支援センターの役割については、これまでに全国規模で報告されている高齢者介護や地域包括支援センター業務マニュアル・地域包括ケア研究会報告書等で述べられています。

特に、高齢者介護では、地域包括ケアとは、保健・福祉・医療の専門職相互の連携、さらにはボランティアなどの住民活動も含めた連携によって、地域の様々な資源を統合した包括的なケアとされており、地域包括ケアが有効に機能するためには、各種のサービスや住民が連携してケアを提供するよう、関係者の連絡調整を行い、サービスのコーディネートを行う機関が必要とされています。

これまで明らかにされた地域包括ケアの考え方において、共通して示されている重要なキーワードとして、「コーディネート」が挙げられます。

このコーディネートが地域包括支援センターの設置目的（役割）であり、高齢者支援機関のみならず、フォーマル・インフォーマルを問わない多領域における多様な連携により、地域住民のニーズに応じたサービスのコーディネートを行うことと言えます。

その役割を果たすため、関係機関や住民活動などのインフォーマルな活動の連携によりサービス提供を可能とする「ネットワーク化」、及び実際に地域の中でサービスをマネジメントするための資源や手法の情報の確保（収集・管理）等を行います。

4 地域包括支援センターの事業展開

(1) 包括的支援事業の充実

地域包括支援センターは、地域包括ケアの実現のため、地域住民の相談や生活支援のコーディネート、地域のネットワーク構築の機能をより充実させること、すなわち包括的支援事業の充実がより重要です。

地域包括支援センターにおいて、指定介護予防支援が業務の大半を占める現状では、包括的支援事業をこれ以上充実させることは困難であることから、今後は、地域包括支援センターが、本来の包括的支援事業に専念できるよう、地域包括支援センターの運営体制の見直しを行います。

(2) 設置形態の見直し

設置体制は、これまで通り本市が受託法人へ委託を継続するものとします。

設置形態については、日南地区においては従来の在宅介護支援センター職員を地域包括支援センターで職員として採用し、地域包括支援センターの支所で勤務するサブセンターの形態を採用していましたが、本所が統括機能を発揮し、各支所が包括的支援事業を実施する体制が十分でないことから、この形態を見直します。

平成24年4月から日常生活圏域の変更に合わせて、圏域ごとにそれぞれ地域包括支援センターを設置します。

■ 新しい圏域別地域包括支援センターの担当区域 ■

圏域名	地域包括支援センター名	担当区域
北地区	日南市北地区地域包括支援センター	飫肥・酒谷・北郷全域
東地区	日南市東地区地域包括支援センター	油津・東郷・鶴戸全域・吾田一部（中平野・桜ヶ丘・松原団地）
中央地区	日南市中央地区地域包括支援センター	吾田（中平野・桜ヶ丘・松原団地を除く）・細田（下方・塩鶴・大堂津1～3区を除く）
南地区	日南市南地区地域包括支援センター	南郷全域・細田一部（下方・塩鶴・大堂津1～3区）

第4節 地域支援事業

1 介護予防事業

(1) 二次予防事業

概要

事業名	概要
二次予防事業の対象者把握事業	対象者全員に生活機能評価（基本チェックリスト）を実施し、二次予防事業の対象者を把握する事業です。
運動器の機能向上プログラム事業	二次予防事業対象者を対象として、加齢に伴う運動器の機能低下を防止するために、通所型の運動教室を開催し、自宅で持続可能な運動プログラムを提供し、運動機能の維持向上を図る事業です。
栄養改善プログラム	二次予防事業対象者を対象として、低栄養状態を改善するために、食生活改善のための教室を開催し、栄養指導を行う事業です。
口腔機能の向上プログラム	二次予防事業対象者を対象として、摂食・えん下等の機能の低下を防止するために、口腔ケアに関する通所型教室を開催するとともに、歯科衛生士等により、口腔清掃、摂食・えん下・発音機能に関する指導を行う事業です。
訪問型介護予防事業	二次予防事業対象者の認知症やうつ・閉じこもり予防を目的として、保健師等による訪問を実施し、利用者の状況に応じてより個別的な対応ができるように、関係機関と継続的な連絡調整を行う事業です。
二次予防事業評価事業	各種データを整理し、総合評価する事業です。

現状と課題

現状と評価	今後の課題
【二次予防事業の対象者把握事業】 ●平成22年度より国の施策変更により二次予防事業対象者把握事業に変更しています。 ●基本チェックリストの回収により対象者の把握につなげています。	●国の動向を見極めながら、より分かりやすい介護予防事業を実施する必要があります。
【運動器の機能向上プログラム事業】 ●継続性や対象者把握に課題を残しています。 【口腔機能の向上プログラム】 ●口腔機能に対する意識が十分でない状況です。 【栄養改善プログラム】 ●栄養改善に対する意識が十分でない状況です。	●継続的な実施に向け、対象者の把握や、教室の規模及び開催時期、開催方法を検討する必要があります。
【訪問型介護予防事業】 ●対象者のニーズや家庭環境などを把握し、必要な人には通所事業やインフォーマルサービスの利用促進などを行なっています。	●利用者ニーズの把握と実施時期について検討する必要があります。
【二次予防事業評価事業】 ●データの活用による評価事業にまで至っていない状況です。	●データの有効活用を図る必要があります。

■ 二次予防事業（実績） ■

【二次予防事業の対象者把握事業】 (単位：人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
特定高齢者数	336 【1,080】	268 【1,080】	885 【1,080】

【運動器の機能向上プログラム事業】 (単位：人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
参加者数	54 【184】	56 【199】	120 【214】

【栄養改善プログラム】 (単位：人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
参加者数	4 【15】	6 【20】	10 【25】

【口腔機能の向上プログラム】 (単位：人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
参加者数	0 【25】	0 【30】	0 【35】

【訪問型介護予防事業】 (単位：人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	0 【10】	2 【15】	5 【20】

(注) 【 】 は、前期での「計画値」を示す。

今後の展開

事業名	具体的な展開
二次予防事業の対象者把握事業	65 歳以上の高齢者を対象にした基本チェックリストを実施し、二次予防事業対象高齢者を把握します。また、国の動向をはじめ、他部局からの情報提供や連携により把握経路の強化を図ります。
運動器の機能向上プログラム事業	対象者の把握や教室の内容を十分検討した上で、理学療法士等を中心に看護職員、介護職員等が協働して運動器の機能向上に係る個別の計画を策定し、当該計画に基づき有酸素運動、ストレッチ、簡単な器具を用いた運動等を実施します。
栄養改善プログラム	対象者の把握や教室の内容を十分検討した上で、管理栄養士等が看護職員、介護職員等と協働して栄養状態を改善するための個別の計画を作成し、当該計画に基づき個別的な栄養相談や集団的な栄養教育等を実施します。
口腔機能の向上プログラム	対象者の把握や教室の内容を十分検討した上で、歯科衛生士等が看護職員、介護職員等と協働して口腔機能の向上に係る個別の計画を作成し、当該計画に基づき摂食、えん下機能訓練、口腔清掃の自立支援等を実施します。
訪問型介護予防事業	二次予防事業対象者のうち、必要な方に対し、保健師等が居宅を訪問し、利用者の生活実態やニーズ等を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を行います。
二次予防事業評価事業	より質の高い事業を展開するために、評価結果を関係部局との情報共有にとどまらず、評価結果のうち、必要な情報を各種団体や市民に対し周知し、課題解決のための体制を整備します。

■ 二次予防事業（目標） ■

【二次予防事業の対象者把握事業】 (単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特定高齢者数	1,400	1,420	1,450

【運動器の機能向上プログラム事業】 (単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加者数	200	210	220

【栄養改善プログラム】 (単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加者数	20	20	20

【口腔機能の向上プログラム】 (単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加者数	20	20	20

【訪問型介護予防事業】 (単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	24	26	30

(2) 一次予防事業

概要

事業名	概要
介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業	運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上、うつ・閉じこもり予防等、介護予防の普及啓発を目的として、各地区で介護予防教室を行い、さらに介護予防を広く推進することを目的に、介護予防推進サポーター（仮称）の養成を行う事業です。
一次予防事業評価事業	各種データを整理し、総合評価をする事業です。

現状と課題

現状と評価	今後の課題
<p>【介護予防普及啓発事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成 22 年度より国の施策変更により一次予防事業に変更されています。 ●各地区での介護予防教室や各種イベントでのパンフレット等による普及啓発を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●実施時期や規模、場所の検討のほか、いきいきサロンや高齢者クラブ等との連携により、さらに普及啓発が必要です。
<p>【一次予防事業評価事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●データの活用による評価事業は実施されていない状況です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防事業への関心を高めるための評価の実施と情報活用が必要です。

■ 一次予防事業（実績） ■

【介護予防普及啓発事業】

（単位：人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
各介護予防教室参加者数	1,585 【2,100】	1,625 【2,500】	1,700 【2,900】

（注）【 】は、前期での「計画値」を示す。

今後の展開

事業名	具体的な展開
介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業	<p>定期的な介護予防教室は、二次予防事業と連動させた教室として実施し、いきいきサロンや高齢者クラブの事業など関係機関と連携し、実施します。</p> <p>さらに、介護予防推進サポーター（仮称）の養成を年次的に行い、サポーターを中心とした各地区単位の介護予防教室を開催するなど、介護予防の普及啓発を広げます。</p> <p>また、介護予防の関心を高めるため、パンフレットの作成や講演会の開催等により、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発に努めます。</p>
一次予防事業評価事業	<p>より質の高い事業を展開するために、評価結果を関係部局との情報共有にとどまらず、必要な情報については、各種団体や市民に対し周知し、介護予防事業への関心を高めるための体制を整えていきます。</p>

■ 一次予防事業（目標） ■

【介護予防普及啓発事業】

（単位：人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
各介護予防教室参加者数	2,500	2,700	2,900

（3）その他の事業

概要

事業名	概要
介護予防・日常生活支援総合事業	<p>要支援 1. 2 の対象者への予防給付サービス、二次予防対象者への介護予防事業を、総合的かつ一体的に行うことができる事業であり、これまで保険給付外で行われていた地域支援事業のサービス（介護予防事業や生活支援（配食・見守り等サービス）、権利擁護や、社会参加）を、市町村が主体となり、総合的で多様なサービスとして提供することが可能になります。</p>

今後の展開

平成 24 年度より新規創設されるサービスですが、本計画ではサービス利用意向等を把握し、対応していきます。

2 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

概要

自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持・向上を目標として、特定高齢者や要支援認定者に対し、

- ① 一次アセスメント
- ② 介護予防ケアプランの作成
- ③ サービス提供後の再アセスメント
- ④ 事業評価

といったプロセスにより事業を実施し、要介護（支援）状態にならないよう、また、要支援状態になった場合でも自立した生活が送れるよう支援します。

現状と課題

現状と評価	今後の課題
●介護予防サービスの充実に向け、効率的な事業運営が求められています。	●高齢者人口の増加や地域包括ケアシステムの中で、効果的な介護予防事業が提供できる体制づくりが必要です。

今後の展開

地域包括支援センターにおいて、対象者のアセスメント、介護予防プランの作成、モニタリング、事業評価等必要な援助を行い、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう支援します。

また、要支援1.2の認定を受けた人に対して、介護予防サービスを適切に利用し、できる限り自立して生活するために介護予防ケアプラン作成等の支援を行います。

(2) 総合相談支援事業

概要

3職種（社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師等）の連携を強化し、地域の高齢者に対し、心身の健康の維持・生活の安定・福祉の向上と増進のため必要な援助・支援を行います。

現状と課題

現状と評価	今後の課題
●社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の3職種が予防プラン作成に仕事のウエイトが置かれ、十分な機能が発揮できていない状況です。	●3職種が専門的に、事業に取り組むことができるよう、環境整備が必要です。

今後の展開

個々の高齢者の心身の状況や家庭環境等の実態を把握し、サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の継続的・専門的な相談支援をはじめ、介護保険サービスにとどまらない支援を可能とするため、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等関係者とのネットワークの構築など環境整備の充実に図ります。

(3) 権利擁護事業

概要

実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、人権や財産を守るために、成年後見制度を活用したり、老人福祉施設等への措置や虐待、困難事例への対応、消費者被害の防止などに関する業務を実施します。

現状と課題

現状と評価	今後の課題
●困難事例の増加がみられ、特に社会福祉士の役割が重要となっています。	●関係団体との連携、研修会の実施などを通して事業に対応できるように努める必要があります。

今後の展開

地域の高齢者が安心して尊厳のある生活を維持することができるよう、高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用、困難事例への対応、消費者被害の防止など、関係団体との連携や研修会の実施などを通して、困難な状況にある高齢者に対する継続した権利擁護事業の充実を図ります。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

概要

医療機関を含む関係施設や、ボランティアなどのさまざまな社会資源との連携・協力体制の整備など、包括的・継続的なケア体制の構築、地域におけるケアマネジャーのネットワーク体制の構築等に取り組むとともに、地域のケアマネジャーに対する相談窓口を設置し、技術指導をはじめとする日常的な個別指導、相談業務、支援困難事例への指導・助言業務を実施しています。

現状と課題

現状と評価	今後の課題
●地域における関係機関、民生委員、福祉委員等との連携に取り組んでいますが、十分に機能が活かされていない状況です。	●関係機関、団体、介護支援専門員、介護サービス事業者、地域住民の参加による地域包括ケアネットワークを構築することで、地域包括支援センターの業務を円滑に進め、地域住民の福祉の向上を図る必要があります。

今後の展開

地域の関係機関との連携を通してケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、多職種協働、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導・助言、ケアプラン作成の指導等を行います。

また、主任ケアマネジャーの専門性の向上、連携強化を図るとともに、地域における関係機関の連携・協働の体制づくりを進め、包括的・継続的なケア体制の構築を図ります。

3 任意事業

(1) 介護給付等費用適正化事業

概要

真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、制度の趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供等、ケアプランの点検や住宅改修の点検等を行い、介護給付費の適正化を図ります。

現状と課題

現状と評価	今後の課題
●検証、点検内容の精査が十分に行えていない状況です。	●給付の適正化は、サービスを見直し、公平な給付水準の確立、介護保険料の負担額の適正化にもつながるので、早急な体制づくりが必要です。

今後の展開

サービスの見直しや公平な給付水準の確立などを通して介護保険料の負担額の適正化につなげるため、体制の構築を図ります。

(2) 家族介護支援事業

概要

事業名	概要
家族介護教室	要介護高齢者を介護する家族などに対し、適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催し、介護者を支援します。
介護用品支給事業	65歳以上の高齢者で、要介護4.5と認定された人を在宅で介護している家族を対象に、紙おむつ、尿とりパット、おむつカバー、介護用防水シートなどを支給します。 (支給限度額：5,000円/月1回)
家族介護慰労金支給事業	65歳以上の要介護4.5と認定された人を介護している家族を対象に、介護慰労金を支給します。(年額10万円)

現状と課題

現状と評価	今後の課題
【家族介護教室】 ●地域包括支援センターを中心に地域ごとに実施し、教室への関心が高まっています。	●家族介護支援として開催時期、開催場所などを考慮しながら引き続き実施する必要があります。
【介護用品支給事業】 ●取扱業者が直接配達することにより、要介護者の見守りや介護者の相談なども兼ねていますが、対象品目等についての課題もあります。	●支給方法や対象品目、店舗等についてさらに改善検討が必要です。
【家族介護慰労金支給事業】 ●事業内容の周知不足もあり、ここ数年の支給実績は少ない状況です。	●支給要件、申請方法等の見直しを検討する必要があります。

■ 家族介護支援事業（実績） ■

【家族介護教室】

（単位：カ所）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
教室数	1 【2】	1 【3】	5 【4】

【介護用品支給事業】

（単位：人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	108 【170】	106 【178】	115 【190】

【家族介護慰労金支給事業】

（単位：人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
支給者数	0 【9】	0 【9】	0 【9】

（注）【 】は、前期での「計画値」を示す。

今後の展開

事業名	具体的な展開
家族介護教室	開催時期や場所等を念頭に、高齢者の食事の調理方法、介護保険制度の学習、福祉用具の使い方などの説明に加え、介護者の集いの場（意見交換会）としての活用を継続して取り組みます。
介護用品支給事業	要介護者の在宅生活の継続及び向上を図るため、介護用品を支給し、要介護者を支える世帯の経済的負担を軽減します。
家族介護慰労金支給事業	対象者の把握や支給条件の見直し等を踏まえ、事業の継続を図ります。

■ 家族介護支援事業（目標） ■

【家族介護教室】

（単位：カ所）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
教室数	8	10	12

【介護用品支給事業】

（単位：人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	120	130	150

【家族介護慰労金支給事業】

（単位：人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
支給者数	5	7	10

(3) その他の事業

概要

事業名	概要
成年後見制度利用支援事業	身寄りのない認知症高齢者などで、親族などによる後見開始審判の請求が期待できない人について後見制度利用の支援を行います。
生活管理指導短期宿泊事業	65歳以上の虚弱高齢者で、基本的な生活習慣の欠如、対人関係の不成立等社会適応や日常生活が困難な人に対し、市内養護老人ホームにおいて短期間の宿泊を行います。
「食」の自立支援事業	栄養改善が必要な65歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯及び身体障がい者で、老衰・心身の障がい・傷病等の理由により、調理または食料品の買出しが困難な人に対し、配食サービスを提供します。
福祉用具・住宅改修支援事業	介護支援専門員等が介護（予防）サービスを利用していない人の住宅改修に必要な理由書を作成した際、その経費の助成を行います。

現状と課題

現状と評価	今後の課題
【成年後見制度利用支援事業】 ●支援事業に対する認識は年々高まっています。	●制度の周知や関係機関との連携を強化する必要があります。
【生活管理指導短期宿泊事業】 ●利用者のニーズの把握や、関係機関との連携により受け入れ等の充実を図っています。	●高齢者虐待等の緊急避難的利用への対応が必要です。
【「食」の自立支援事業】 ●合併前の地域圏域によりサービス内容や負担金額に差があります。	●利用者ニーズの把握、事業者の選定、及び市内全域での公平公正なサービスの提供が必要です。
【福祉用具・住宅改修支援事業】 ●第4期から経費の助成を始めており、介護支援専門員等も理由書作成業務を引き受けやすくなっています。	●介護支援専門員等関係者・関係機関に制度をより一層周知していく必要があります。

■ その他の事業（実績） ■

【成年後見制度利用支援事業】 (単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	3【3】	1【4】	2【5】

【生活管理指導短期宿泊事業】 (単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	6【11】	6【11】	3【11】

【「食」の自立支援事業】 (単位：食)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
配食数	23,629【23,600】	19,235【23,600】	20,600【23,600】

【福祉用具・住宅改修支援事業】 (単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用件数	28【56】	41【56】	48【56】

(注) 【 】は、前期での「計画値」を示す。

今後の展開

事業名	具体的な展開
成年後見制度利用支援事業	事業に対する需要に対応するため、制度の周知徹底、関係機関との連携強化を進めます。
生活管理指導短期宿泊事業	今後、緊急的避難等も増加すると想定されることから、施設の充実に努めます。
「食」の自立支援事業	地域でのサービス内容や負担金額に格差が生じないように、利用者ニーズの把握をはじめ、適正な事業運営を図ります。
福祉用具・住宅改修支援事業	ケアマネジャー等関係者の周知徹底を図り、事業の浸透を図ります。

■ その他の事業（目標） ■

【成年後見制度利用支援事業】 (単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	3	3	3

【生活管理指導短期宿泊事業】 (単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	10	10	10

【「食」の自立支援事業】 (単位：食)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
配食数	23,600	23,600	23,600

【福祉用具・住宅改修支援事業】 (単位：件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用件数	56	56	56



■ 地域支援事業と予防給付・介護給付との関係 ■

